

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（以下「B工場」という。）における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

私は、厚生年金保険の加入記録によると、昭和34年9月1日付けでA社本社（以下「本社」という。）からB工場へ転勤し、36年10月1日付けで再び本社へ転勤したことになっているが、実際は本社で継続して勤務しており、B工場へは出張で行き来していた。

しかしながら、昭和36年10月1日付けでB工場から本社の籍に戻る際、B工場の資格喪失日が同年9月30日となっているため、同年9月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、資格喪失日を同年10月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B工場の元工場長及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてもA社に継続して勤務し（厚生年金保険の適用事業所は、昭和36年10月1日にB工場から本社へ変更）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB工場における昭和36年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B工場が昭和60年12月11日に、本社が同年12月10日に厚生年金

保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについて確認できないが、事業主が36年10月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和43年3月にA社からグループ会社のB社に開店準備のため異動した。厚生年金保険の被保険者記録では、A社の資格喪失日が同年3月1日、B社の資格取得日が同年4月1日となっているため、1か月の空白期間が生じているが、私は申立期間も継続して勤務しており、グループ会社間の転勤なので、空白があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人は、A社及びグループ会社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社からB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、厚生年金保険における資格喪失日が雇用保険における離職日の翌日の昭和43年3月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和43年3月にA社からグループ会社のB社に開店準備のため異動した。厚生年金保険の被保険者記録では、A社の資格喪失日が同年3月1日、B社の資格取得日が同年4月1日となっているため、1か月の空白期間が生じているが、私は申立期間も継続して勤務しており、グループ会社間の転勤なので、空白があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人は、A社及びグループ会社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社からB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、厚生年金保険における資格喪失日が雇用保険における離職日の翌日の昭和43年3月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA社（現在は、B社）C営業所（以下「C営業所」という。）における資格喪失日に係る記録を昭和29年12月1日に、申立期間②のC営業所における資格取得日に係る記録を32年4月8日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額を1万2,000円、申立期間②に係る標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月30日から同年12月1日まで
② 昭和32年4月8日から同年5月13日まで

私は、A社に昭和25年8月に入社し、平成6年6月に退社するまで、人事異動に伴う転勤はあったが同社に継続して勤務しており、申立期間①については、C営業所から同社D営業所（以下「D営業所」という。）への、申立期間②については、D営業所からC営業所への異動であるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した勤務実績証明書、同社が保管している人事報及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和29年12月1日にC営業所からD営業所に異動、32年4月8日にD営業所からC営業所に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人のC営業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和29年10月及び32年5月の記録から、申立期間①は1万2,000円、申立期間②は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 10 月に会社を退職後、国民年金に加入し、毎月、A 銀行 B 支店の外交員に国民年金保険料を支払っていた。私は、夫より先に国民年金に加入しており、夫にも加入するよう勧めていたことを憶えている。

老齢年金を受給するには国民年金の保険料納付済期間が最低 300 月（25 年）必要ということで、夫については、将来 300 月を満たすために、保険料を 7 万円ぐらい一括で支払ったことを覚えている。

また、私と夫が同時に保険料を払い始めたとしても、夫とは 4 歳の年齢差があるので、私の方が 48 か月は保険料納付済期間が多くなるはずであるが、私の保険料納付済期間は 310 月で、夫より 10 か月しか多くなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 10 月に会社を退職後、国民年金に加入し、毎月、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、B 市の保管する受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の 54 年 5 月 26 日に払い出され、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、45 年 1 月 13 日（申立人が国民健康保険に加入した日の翌日）まで遡ったことが確認でき、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの保険料は、過年度納付することが可能であり、当該払出時

点は第3回目の特例納付実施期間（昭和53年7月から55年6月まで）中のため、申立期間のうち、45年1月から52年3月までの保険料は特例納付することが可能であるところ、申立人には、その夫の保険料に関しては遡って納付した記憶はあるものの、自身の保険料については、遡って納付した記憶が無く、特例納付した場合に保存されることとされていた国民年金被保険者台帳（特殊台帳）も、夫については保存されているが、申立人については保存されていない。

さらに、申立期間は111か月の長期間であり、毎回連続して同一の行政機関が納付記録を欠落させることは考え難い上、B市が保管する申立人の国民年金の納付（電算）記録においても、申立期間は未納となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、「私と夫が同時に保険料を払い始めたとしても、夫とは4歳の年齢差があるので、私の方が48か月は保険料納付済月数が多くなるはずであるが、私の保険料納付済月数は310月で、夫より10か月しか多くなっていないことに納得できない。」と主張しているところ、申立人は、「老齢年金を受給するには国民年金の保険料納付済期間が最低300月（25年）必要ということで、夫については、将来300月を満たすために、保険料を7万円ぐらい一括で支払ったことを覚えている。」とも申述し、その夫の手帳記号番号は、昭和54年5月26日に夫婦連番で払い出され、夫の被保険者資格の取得日は、36年4月1日に遡っており、夫は、同年4月から37年5月までの保険料（14か月分、5万6,000円）を55年3月27日に特例納付し、52年4月から54年3月までの保険料（24か月分、5万9,160円）を同年5月31日に過年度納付していることが特殊台帳により確認できることから、申立人とその夫の保険料納付済期間の差が年齢差より短い10か月になっていることに矛盾は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月頃から同年 9 月頃まで

私は、公共職業安定所の紹介により、昭和 57 年 2 月頃、A 社が経営する B 事業所に入社し、同年 9 月頃まで、同僚二人と一緒に C 業務に従事した。

当時、私には 3 人の子供がおり、健康保険が無いと困るため、社会保険制度がある会社を選んで入社したと記憶しているので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における業務内容等に係る具体的な記憶及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 8 人に文書照会したところ、7 人から回答があったが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な供述は得られない上、申立事業所は、平成 20 年 2 月 * 日に清算終了し、当時の事業主も死亡していることから、申立期間に係る勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立事業所で申立人と同じ C 業務に従事していたとする同僚 5 人（申立人と一緒に勤務していた二人及び申立期間後に勤務していた 3 人）には、いずれも厚生年金保険の被保険者期間と同じ期間について雇用保険の被保険者記録が確認できる一方、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間前に勤務した事業所（D 社）に係る雇用保険

の記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月 1 日から同年 6 月 29 日まで失業給付を受給していることが確認できる。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和14年10月頃から20年5月頃まで
私は、申立期間において、A県にあるB病院に婦人科の看護婦として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の存続共済組合であるC共済組合が保管している申立人の履歴書から、申立期間のうち、昭和17年12月28日から19年8月31日まで、申立人が申立事業所に看護婦として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C共済組合は、平成9年4月に厚生年金保険に統合され、同共済組合の組合員は厚生年金保険の被保険者とされたところ、昭和31年6月までの組合員期間については、厚生年金保険被保険者期間の対象とされていない。

また、申立期間のうち、昭和14年10月から17年5月31日までは、労働者年金保険法（昭和19年6月1日に厚生年金保険法に変更）が適用される前の期間であり、同年6月1日から19年9月30日までは、女子に係る年金保険制度の適用開始前の期間であるため、申立人は厚生年金保険の被保険者となることができない期間である。

さらに、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年5月までについて、申立事業所は、適用事業所名簿により、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げている同僚二人は、生年月日等が不明で連絡先を特定できず、申立人の申立期間に係る勤務実態等を確認することができない上、前述の履歴書によれば、申立人は、申立期間のうち、昭和

13年8月から15年8月まではD医院へ、同年12月から17年10月まではE病院に勤務していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、C共済組合は、「申立人が勤務していた当時は、国家公務員共済組合法が適用されていたが、昭和36年3月以前の共済年金制度では、組合員期間が20年未満の者は退職共済年金の受給権が無いため、退職一時金を受給することとされていた。関連資料は保管されていないが、申立人は、勤務期間が20年未満であるため、退職一時金が支給されたはずである。」と回答している。